

平成 22 年 6 月 10 日現在

研究種目： 基盤研究 (C)

研究期間： 2007 ~ 2009

課題番号： 19530043

研究課題名 (和文) 協同組合に対する独占禁止法適用除外に関する日米比較研究

研究課題名 (英文) A COMPARATIVE STUDY ON COOPERATIVE EXEMPTION FROM ANTIMONOPOLY LAW IN JAPAN AND U.S.A.

研究代表者

高瀬 雅男 (TAKASE MASAO)

福島大学・行政政策学類・教授

研究者番号： 90109710

研究成果の概要 (和文): 日本独禁法 22 条は、協同組合に対する独禁法適用除外について定めている。しかし適用除外の範囲は必ずしも明確ではない。独禁法 22 条は、米国の協同組合に対する反トラスト法適用除外立法であるカッパー＝ヴォルステッド法を参考に制定された。そこで本研究はカッパー＝ヴォルステッド法の立法過程を分析し、適用除外の必要性、適用除外要件、限界要件などに関する連邦議会の立法意思を明らかにし、独禁法 22 条の適用除外の範囲について示唆を得た。

研究成果の概要 (英文): Article 22 of the Antimonopoly Act in Japan defines cooperative exemption from the Act. But the scope of exemption is indefinite. Article 22 of the Act was enacted which referred to the Capper-Volstead Act as cooperative exemption legislation from the antitrust laws in U.S.A. Therefore this study analyzed the legislative process of the Capper-Volstead Act, clarified the legislative intention of Congress on necessity of exemption, exemption requirements and limitation requirements, and got suggestions about the scope of exemption of article 22 of the Act.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野： 社会学

科研費の分科・細目： 法学・社会学

キーワード: カッパー＝ヴォルステッド法、農業協同組合、協同組合、反トラスト法、適用除外、
合理の原則、クラス立法、協同組合のマグナ・カルタ

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本独禁法 22 条は、協同組合に対する独禁法適用除外について定めているが、協同組

合のどのような行為が適用除外され、どのような行為が適用除外されないのか、適用除外の範囲が必ずしも明確ではない。そのことも

あつてか、近年、協同組合の独禁法違反事例は少なくなく、国民の信頼を損ねている。

(2)このような違反行為を繰り返さないためにはコンプライアンス体制の構築が不可欠であり、そのためには独禁法適用除外の範囲を明確にすることが不可欠である。

2. 研究の目的

本研究は日本独禁法 22 条が参考にした米国の協同組合に対する反トラスト法適用除外立法の適用除外の必要性、適用除外要件、限界要件及びそれらに関する判例を検討し、適用除外の範囲を明らかにすることによって、日本独禁法 22 条の適用除外の範囲について示唆を得ることを目的としている。

3. 研究の方法

米国農民の協同組合運動の動向、州政府の州協同組合法及び州反トラスト法制定の動向、連邦政府の協同組合法及び適用除外立法制定の動向、裁判所の反トラスト法判例の動向を縦軸にして、クレイトン法 6 条及びカップパー=ヴォルステッド法の制定過程を横軸にして、カップパー=ヴォルステッド法の適用除外要件や限界要件に関する連邦議会の立法意思を明らかにし、本法制定の意義について考察する。

4. 研究成果

(1)19 世紀末の米国にシャーマン法や州反トラスト法が制定され、農協に対して反トラスト法が適用されるという事件が発生した。そこで提起された農民の協同組合運動に対する課題は、協同組合に対する反トラスト法適用除外立法を制定すること(議会)、適用除外立法について合衆国憲法第 14 修正(平等保護条項)の合憲性を獲得すること(裁判所)であった。

(2)1914 年、労働組合の反トラスト法適用除外立法運動を背景にクレイトン法 6 条が制定された(反トラスト法のいかなる規定も、相互扶助の目的で設立され、非出資又は非営利の労働、農業又は園芸の組織の存在と活動を禁止し、又はかかる組織の構成員が、それらの正当な目的を適法に実施することを禁止又は制限するものと解してはならない)。6 条は全国の 75% を占める出資組合を適用除外の対象から排除し、また「正当な目的を適法に実施する」という限界要件が抽象的で不明確であったため、農民の反トラスト法訴追の不安を解消することができなかった。

(3)クレイトン法制定以降、反トラスト法適用除外立法運動の中心となる農民組織全国会議や米国農業部会連合会の結成、市場

部局の設置、州協同組合法の制定、酪農民組合のミルク・ボイコットを契機とした反トラスト法適用除外立法の制定などによる州政府の農協支援、市場課の設置、農務省協同組合法案の作成、各種農業立法の制定などによる連邦政府の農協支援、農協に対して反トラスト法を適用したキング事件判決(1916 年)に見られる裁判所の対応などにより、協同組合に対する反トラスト法適用除外立法制定の条件は成熟した。

(4)農民の適用除外立法運動の高揚を背景に、農民組織全国会議の代表ミラーが起草したカップパー=ハースマン法案が第 66 連邦議会第 1 会期(1919 年)に提出された。本法はクレイトン法 6 条から「非出資」要件を削除したものであるが、審議されずに廃案になった。次いでヴォルステッド下院議員の 3 つの示唆(法案は共和党議員によって提出される、現行法には触れず、農民に与える権利と権限を積極的に述べる、組合が法外な価格を要求したときは公務員が適切な措置をとる)に基づいて作成された H.R.13931 が、第 66 連邦議会第 2 会期(1920 年)に提出され、下院司法委員会に付託された。

(5)下院司法委員会法案の内容は次のとおりである。農産物の生産者が州際又は外国通商において組合員の農産物を集団で加工・販売準備・取扱・販売する際に、法人・非法人、出資・非出資であるか否かを問わず組合において共同し、組合を設立・運営し、契約・協定を締結することができる。組合は相互利益のために運営され、1 人 1 議決権か又は出資利子は 8% に制限される(1 条)。組合が農産物の価格を不当に引き上げる程度に取引制限又は競争減殺をしていると認めるときは、農務長官は排除措置命令を発出することができる(2 条)。

(6)下院司法委員会報告は、価格決定力がなく、集団交渉をすれば反トラスト法訴追される農民に「公正な機会」「対等な立場で取引する機会」を与えるため、会社と同様に農民に「組合を設立する権利」を付与するが、これは特権の平等化であってクラス立法ではなく、組合は生活費の抑制、食糧投機の防止、中間商人の排除などで役立っており、「組合が公衆を搾取することを防止する権限」を農務長官に与えるというものであった。これに対して法案反対派は(a)法案は農民に特権を与えるクラス立法であり、(b)法案は組合に独占形成を認め、消費者の生活費を高め、(c)農民の守護天使である農務長官に排除措置命令の権限を独占させるので、有効な規制ができないと批判した。これに対して先の報告は特権の平等化と主張することに

よってクラス立法批判に応え、報告は組合の公共性を主張することによって当然違法批判に応え、報告は農務長官の権限で防止できると主張することによって組合独占批判に応えるものであった。

(7)反対派が多数を占める上院司法委員会は、H.R.13931について「農務長官」を「連邦取引委員会」に置き換え、2条但書(独占形成の企画の禁止+クレイトン法の適用)を挿入するという修正を行い、上院はそれを承認した。しかし下院は上院法案に同意せず、廃案になった。

(8)前回の法案を修正したH.R.2373が第67連邦議会第1会期(1921年)に提案され、下院司法委員会に付託された。下院司法委員会法案は、農産物の生産者が州際又は外国通商において生産者の農産物を集団で加工・販売準備・取扱・販売する際に、法人・非法人、出資・非出資であるか否かを問わず組合において共同し、共同の販売機関を所有し、契約・協定を締結することができる。組合は相互利益のために運営され、1人1議決権か又は出資利子は8%に制限される。ただし組合は組合員の農産物を超えて非組合員の農産物を取り扱ってはならない(1条)(2条省略)。H.R.2373は下院で一部修正のうえ承認され、上院に送付された。

(9)上院司法委員会は2条を削除し、1条に上院代案(独占形成の企画の禁止+連邦取引委員会法の適用)を挿入する修正を行った。この修正は何を意味するのか。「独占形成の企画の禁止」は危険の蓋然性理論によって独占行為に達する以前に組合を規制するものであり、また連邦取引委員会法の適用は萌芽理論によって組合独占を萌芽のうちに摘み取るもので、いずれにしても取引を制限する農民の結合(農協)を不合理な制限ではないと立法宣言する1条の規定を無意味にするものであった。この修正は上院で否決され、改めて修正された下院法案が上院で承認され、法律になった。

(10)本法の立法意思を確認すれば、1条の目的は非農民の排除、非相互扶助組織の排除である。組合員要件では自ら農産物を生産しない製粉所、缶詰業者、コンデンス・ミルクの生産者は、農産物の生産者に含まれない。活動要件において員外利用を認めた理由は、組合の経営安定であり、員外利用を制限した理由は組合の営利化の防止である。協同組合要件において出資利子を8%に制限した理由は、利用高配当の確保と出資金の確保のバランスである。2条は組合が公衆を搾取することを防止する排除措置命令の権限を農務長

官に与えている。排除措置命令の対象は価格の引き上げではなく、取引の独占及び制限である。

(11)本法はクレイトン法の欠陥(出資組合を適用除外の対象から排除し、「正当な目的を適法に実施する」という限界要件が抽象的で不明確)を克服し、農民に組合を設立する権利を与えたところから、農民・農協関係者から「協同組合のマグナ・カルタ」と歓迎された。学説も同様の評価を行った(BAKKEN-SHAARS, HANNA, NAPP)。しかし本法の問題点を指摘する学説(NOURSE)もある。員外利用制限について、1条は1人1議決権が守られれば、出資利率制限8%の制約がなくなるので、組合の非営利的性格を弱め、「利益分配型組織」に引き下げ、組合が会社と異なる性格を有する基盤に特別な配慮を払う力を破壊するので、員外利用制限を10~20%に引き下げるべきだという。

(12)協同組合の反トラスト法上の地位であるが、本法は取引を制限する農民の結合(農協)が、合理の原則の採用によって不当な制限ではないことを立法宣言(legislative declaration)したものと考えられている。1890年制定のシャーマン法1条の違法判断基準をめぐって、文言通り取引を制限するすべての契約を禁止するか(当然違法の原則)、取引を不合理に制限する契約を禁止するのか(合理の原則)見解が分かれていた。1897年のトランス=ミズーリ事件最高裁判決はを採用し、農協や労働組合への適用除外を否定し、シャーマン法を厳格に適用したが、1911年のスタンダード石油事件最高裁判決はを採用することを明らかにした。そこで当然違法の原則から合理の原則への違法判断基準の変更は、農協の反トラスト法上の地位にどのような変化をもたらすのであろうか。当然違法の原則を採用すれば、取引を制限する農民の結合は違法とされる。しかし合理の原則を採用し、農民の結合が農民の利益及び公共の利益からみて合理的であると認められれば、シャーマン法違反にならない可能性が生まれてくる。しかし合理性の判断を裁判所に委ねている限り、農民にとって予測可能性が低く、反トラスト法訴追の不安を解消できない。そこで一定の要件を充たす農民の結合が、不合理な結合ではなく、反トラスト法に違反しないことを立法宣言(legislative declaration)する必要がある。クレイトン法6条及び本法がまさにそのような法律であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

高瀬雅男, カッパー = ヴォルステッド法案(1921年), 行政社会論集, 査読無, 21巻3号, 2009, pp87-114.

高瀬雅男, 農務省協同組合法案, 行政社会論集, 査読無, 21巻4号, 2009, pp216-235.

高瀬雅男, カッパー = ハースマン法案(1919年), 行政社会論, 査読無, 21巻1号, 2008, pp129-154.

高瀬雅男, カッパー = ヴォルステッド法案(1920年), 行政社会論集, 査読無, 21巻2号, 2008, pp94-120.

〔学会発表〕(計1件)

米国における反トラスト法からの農協適用除外立法の発展, 日本協同組合学会第29回大会個別論題報告, 2009年9月13日, 酪農学園大学.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高瀬 雅男 (TAKASE MASAO)
福島大学・行政政策学類・教授
研究者番号: 90109710

(2) 研究分担者
()

研究者番号:

(3) 連携研究者
()

研究者番号: